

浜松市の事案に関する基本的な対応方針について（案）

「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」（平成15年12月16日閣議決定）に基づき、物理探査検知点の確認調査（毒ガス弾等が発見された場合は、その処理等を含む。）を実施するに当たっての基本的な対応方針は、以下のとおりとする。

- 1．専門家による適切な助言・指導を得て、法令を遵守し、安全かつ確実な技術をもって実施する。
- 2．周辺環境への負荷を最小限に抑えるとともに、被害の未然防止や環境汚染の防止に万全を期して取り組む。
- 3．物理探査検知点の確認調査により証言情報に一致する毒ガス弾等が発見された場合は、現地において一時保管及び無害化处理を行う。
- 4．確認調査、処理等に係る技術的事項については、「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」の下に設置されたワーキンググループにおいて検討する。
- 5．周辺住民、関係地方公共団体及び関係団体の理解と協力を求める。
- 6．防衛省、警察庁、消防庁等の関係省庁と連携し、政府全体が一体となって取り組む。